社会福祉法人 本城会 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を 尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持し つつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、 次の社会福祉事業を行う。
- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ)特別養護老人ホーム「もみじ苑」の経営
 - (ロ) 軽費老人ホーム「もみじ苑」の経営
 - (ハ)特別養護老人ホーム「ひびきの虹色館」の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業「もみじ苑デイサービスセンター」の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業「もみじ苑短期入所生活介護事業所」の経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業「もみじ苑ヘルパーステーション」の経営
 - (二) 老人居宅介護等事業「もみじ苑居宅支援センター」の経営
 - (ホ) 認知症対応型共同生活介護事業「グループホームひびきの虹色館」の経営
 - (へ) 小規模多機能型居宅介護事業「小規模多機能型居宅介護ひびきの虹色館」の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 本城会という。

(経営の原則)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正 に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質 の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
 - 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に 困窮する者 等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するも のとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福岡県北九州市八幡西区藤原四丁目 15番 33 号に置く。

第 2 章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。ただし、理事の総数を常に超える人数とする。

(評議員の構成)

第6条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員の選任及び解任)

- 第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会に置いて行う。
 - 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、法人職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と 判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただ し、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の報酬)

第8条 評議員の報酬は無報酬とする。交通費は別途支払うものとする。

(開催)

第9条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第10条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することが出来る。

(決議)

- 第11条 評議員会に議長を置く。
 - 2 議長は、その都度選任する。
 - 3 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出

席し、その過半数を持って行う。

- 4 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上にあたる多数を持って行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他の法令で定められた事項
- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第3項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定まる定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
- 7 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の 要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに記名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

- 第12条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他の評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員の資格等)

- 第13条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者の中から評議員選任・解任 委員会にて選任する。
 - 2 評議員の選任に当たっては、各評議員、各役員について、その親族等特殊の関係がある者が 含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度の内最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した

後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 評議員は再任されることができる。

第 3 章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上8名以下
 - (2) 監事 2名以上3名以下
 - 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 理事長以外の理事のうち1名を業務執行理事とすることができる。
 - 5 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち3名を超えて、又は理事総数の3分の1以上含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 役員は再任されることができる。
 - 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。
 - 4 理事又は監事は、第15条に定まる定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を 有する。

(役員の選任等)

- 第17条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
 - 2 理事及び監事は他の役員を兼務することはできない。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の報酬等)

- 第18条 役員の報酬については、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において 別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる
 - 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、評議員会で承認する。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 この法人の業務の決定は、理事を持って組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - 2 理事長及び業務執行理事は毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 3 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 5 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して 理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集につい て通知しなければならない。
 - 6 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 7 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 8 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除 き、出席した理事総数の過半数で決定する。
 - 9 理事会の決議において、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 10 8項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。) は、理事会の決議があったものとみなす。
 - 11 当該理事会に出席した理事長及び監事は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに記名押印しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
 - 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び北九州市長に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べる ものとする。
 - 4 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の解任)

- 第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任すること ができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(職 員)

- 第22条 この法人に、職員若干名を置く。
 - 2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員(以下「施設長」という。)は、理事会

において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 4 章 会長及び顧問

(会長及び顧問)

- 第23条 この法人に、会長及び顧問を置くことができる。
 - 2 会長は、理事長退任者から理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事・評議員退任者から理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
 - 4 会長及び顧問は、理事長等の諮問に応じ、理事会・評議員会に助言を与えることができる。

(会長及び顧問の報酬等)

- 第24条 会長及び顧問の報酬は無報酬とする。
 - 2 会長及び顧問には費用を弁償することができる。

第 5 章 資産および会計

(資産の区分)

- 第25条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1)福岡県北九州市八幡西区藤原四丁目8番1号所在の「もみじ苑」建物 療養所・鉄筋コンクリート・鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 4,079.64 平方メートル
 - (2) 福岡県北九州市八幡西区藤原四丁目8番1、8番4、8番5、8番6所在の「もみじ苑」敷地 2,876.90 平方メートル

福岡県北九州市八幡西区藤原四丁目8番1 福岡県北九州市八幡西区藤原四丁目8番4 福岡県北九州市八幡西区藤原四丁目8番5 福岡県北九州市八幡西区藤原四丁目8番5 330.59 平方メートル 福岡県北九州市八幡西区藤原四丁目8番6

- (3) 福岡県北九州市若松区ひびきの南一丁目2番3号所在の「ひびきの虹色館」敷地 福岡県北九州市若松区ひびきの南一丁目4番105 1,361.16平方メートル
- (4)福岡県北九州市若松区ひびきの南一丁目4番105所在の「ひびきの虹色館」建物 鉄骨陸屋根地下1階付5階建2,675.34平方メートル
 - 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第33条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをと らなければならない。

(基本財産の処分)

- 第26条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て 北九州市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北九州市長 の承認は必要としない。
 - 2 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
 - 3 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設 整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための 資金に対する融資を言う。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産 を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第27条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
 - 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第28条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事 長において編成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様と する。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第29条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定 時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、 承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとと

もに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類
- 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は、一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第30条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第31条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第32条 予算を持って定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 6 章 公益を目的とする事業

(種 別)

- 第33条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、 自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること、心身ともに健やかに 育成されることなどを目的として次の事業を行う。
 - (1) 居宅介護支援事業
 - (2) 事業所内保育施設(認可外保育施設)事業
 - 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければ ならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第34条 第33条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 7 章 解散及び合併

(解 散)

第35条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第37条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、北九州市長の認可を受けなければならない。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

- 第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北九州市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
 - 2 前項の厚生労働省令の定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北九州市長に届け出なければならない。

第 9 章 広告の方法その他

(広告の方法)

第39条 この法人の広告は、社会福祉法人本城会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。
- 附 則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、 この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

 理事長
 永 野 光 人

 理 事
 吉 野 誠 一

 理 事
 青 木 克 己

 理 事
 西 島

 理事
 野村
 忠

 理事
 西住哲雄

 理事
 永野義常

 監事
 堀之内藤綱

 監事
 國崎保典

この規定は平成 8年 8月28日から実施する。 この規定は平成 8年 9月25日から実施する。 この規定は平成10年 1月19日から実施する。 この規定は平成10年 6月 4日から実施する。 この規定は平成12年 2月14日から実施する。 この規定は平成13年 6月25日から実施する。 この規定は平成14年12月27日から実施する。 この規定は平成16年 3月 5日から実施する。 この規定は平成17年 5月20日から実施する。 この規定は平成19年 5月 2日から実施する。 この規定は平成25年 4月25日から実施する。 この規定は平成25年10月 4日から実施する。 この規定は平成26年12月19日から実施する。 この規定は平成29年 4月 1日から実施する。 この規定は令和 2年 3月 1日から実施する。 この規程は令和 3年 5月 6日から実施する。